

## 地域貨幣と信用貨幣

渡 辺 大 介

### 1. はじめに

ビルの上に置き去りにされた漁船をテレビで見ながら、東日本の震災地域を復興させるために、経済諸科学にできることがあるとすれば、それは復興に必要な資金の捻出方法を提示することであろうと思い、それを考えてみた。現在、メディアを介して提示されているのは、主として増税論と国債発行論であるが、私は次のように考える。

社会連帯事業体（という企業）を設立する。そのために、社会連帯証券を発行する。「社会連帯」というのは、4月2日に新聞で報じられた民主党の復興基本法案の中に出ていた「社会連帯税」からの借用であることを付言した上で述べると<sup>1)</sup>、社会連帯証券は国債ではないので、期日の償還と利息の支払いは不要であり、また国民に税の代わりに引き受けを強制するものでもなく、したがって消費支出を削減することもないのである。それを引き受けるのは日本銀行で、日本銀行は社会連帯証券を資産にして、日本銀行券を発行する。それによって復興活動を行うのに必要な現金を得て社会連帯事業体が設立される。この日本銀行と社会連帯事業体の一連の活動を複式簿記の仕訳で表せば、次の通りである。なお、当初の金額は5兆円と仮定し、社会連帯事業体に関しては、その設立時の貸借対照表を参考のために掲げることにする（日本銀行の場合は、19頁参照）。

日 本 銀 行：社会連帯証券 5兆円 日本銀行券 5兆円  
 社会連帯事業体：現 金 5兆円 社会連帯証券 5兆円

〔参考〕 社会連帯事業体の開業貸借対照表

現 金 5兆円	社会連帯証券 5兆円
---------	------------

社会連帯証券は株式（という有価証券）ではないので、社会連帯事業体には株主は存在しないのである。福島原発の事故処理のために、東京電力の株主が入れ替わり立ち替わり、防護服を着て活動しているというニュースを私はまだ聞いていない。この事業体に所属して復興活動を行うのは、地震・津波によって職を失った被災地の人々、そして、突然の需要減によって解雇されたにもかかわらず、現地での支援活動に携わる人々等である。1人の年収を400万円と仮定すれば、4兆円で100万人を雇用することができる。残りの1兆円は、

1) 読売新聞 2011年4月2日。

必要な労働手段の調達や土地の取得のために用いる。

被災地の復興が個人個人の自助努力でできれば、資金の調達は不必要である。また、被災地域の自助努力のできるのであれば、地域貨幣を活用することができるはずである。しかし、そういう方法ではなくて、日本銀行券を発行して行うのは、社会連帯事業体の従業員として働く人々が、復興事業を全国規模で行われている社会的分業の一環として行うことに基づいている。

瓦礫や廃材の処理、港湾や海水を被った田畑等の機能回復、農業・漁業・酪農などの生産物を再び供給してキャッシュフローを実現するのは容易ではなく、時間がかかる。したがって、4兆円の年間支出を10年続けるとすれば40兆円になる。しかし、食料や衣料などの販売施設を作れば、事業体で働く人々が得た給与の一部がその施設の運営に携わる事業体の人々の給与として循環し得るように、農・漁・酪の生産回復に伴う販売収入を事業体に組み込めば、事業体に年々追加する資金量を減少させることができる。事業体の農・漁・酪等の各生産単位が自立するのは被災地域の復興が実現したとき、としておく。

このように社会連帯事業体を設立し、被災した人々が主体になって復興事業を推進して行く案を提示したのは、被災した大人たちが自分達の力に基づいて未来の生活に希望を見いだすことこそ、その姿を見て暮らし育つ子供たちの気持ちも、落ち着き、活動的になるのではないかと考えるからである。

上記の考えが増税論や国債発行論などと異なるとすれば、それは労働＝所有論から貨幣を考察しているからである。市場経済の説明原理を競争ではなく、分業＝協業よびに労働＝所有に転換すれば、貨幣に関して、地域貨幣や信用貨幣をどのように説明することができるのか、社会連帯証券に基づく日本銀行券の発行という考えの基を説明しておく必要がある。以下はその試論である。

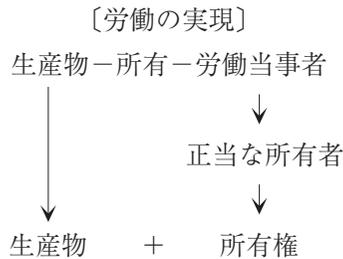
## 2. 地域貨幣の実体

貨幣に関しては、その正答が未だ出されてはいない。経済学は競争原理を唱えるが、競争関係にある人や企業は相互に売買取引などしないのだから、貨幣そのものが生まれない。したがって競争を用いて貨幣を原理的に説明することは不可能である。言い換えれば、貨幣の存在は競争原理を否定しているのである。では、貨幣は商品の交換取引から生まれるのだろうか。Yes とすれば、貨幣＝交換手段という説が成立するが、「直接的商品交換の困難または矛盾から貨幣の発生を説く常識は、いまでは、経済人類学による史実の解明によりもはや成立しがたい<sup>2)</sup>」のであり、理論的にもそうである。それゆえ、貨幣に対する見方はメタリズム（貨幣金属説）からノミナリズム（貨幣名目説）へと変移してきているのであろう。しかし、信用＝債権・債務が貨幣の実体（本性）なのであろうか。まず、労働＝所有論から地域貨幣の説明を試みることにする。

2) 楊枝嗣朗「現代貨幣と貨幣の起源——マルクス貨幣論とケインズ“Ancient Currencies”（全28巻）に寄せて——」『佐賀大学経済論集』第35巻第5・6合併号（2003年3月）91頁。

(1) 労働＝所有論からのアプローチ

経済学の労働市場に関する説明では、右下がりの労働需要曲線と右上がり供給曲線の交点で賃金率が決まることになっている。つまり、労働者はその賃金率で自己の労働を売って賃金貨幣を得ていることになる（ここでは、経済学でいう労働量の内容が労働力なのか、労働サービスなのか、労働能力の使用権なのかは問わないことにしている）。しかし、労働＝所有論からすれば、労働は、自立して働いても他者の下で働いても、有用物の生産とその所有を実現する。そして、労働当事者の生産物に対する所有関係は、次のように生産物とその所有権という形を作り出す。



上の図で、1人の労働者が私的労働を行ったとすれば、そのときの所有権は私的所有権である。そして、生産物もその個人の私的所有物である。私的労働によって実現した所有関係を表す一つの方法は、生産物に生産者の個人名を付ける形である。それに対して、労働者が複数で協働したときに成立する所有関係、したがってその所有権は、労働した人々に共通の所有権になる。地域貨幣の実体は、個人の私的所有権ではなく、共通の所有権である。そして、協働に基づいて実現した所有関係を表す方法は、生産物と所有権に同じ貨幣額を付ける複式の形である（ただし、貨幣の単位は任意に決定することができる）。

(2) 口座方式（通帳方式）

地域貨幣の地域は、市・区・町・村というような行政区画を想定すれば分かりやすい。そういう地域に在住する有志が参加して作る地域経済で用いられる貨幣を、地域貨幣（一般的には地域通貨、地域マネー）と呼んでいる。地域経済は、自給自足を除いて行われる社会的分業＝協業の経済である。各参加者は他の参加者の欲求充足手段（財やサービス）を、その人に代わって生産して提供するという代行業を行う。ただし、各分業は同時並行的に行われるわけではない。

次頁に掲げた図は、地域貨幣を例示したものである。その参加者である個人A・B・Cの間には、必ず次の関係が成り立つと仮定しておく。

Aは、古い民家の解体時に廃棄物として出た煤竹を使って、竹の花入を作る。そして、その1本の花入をBが入手する。

Bは、自宅の庭で花を育て、生花を提供する。そして、その1束の生花をすでに花入を

持っているCが入手する。

Cは、自分の菜園で、馬鈴薯を栽培する。そして、その1袋の馬鈴薯をAが入手する。

各生産物の価格は同一と仮定し、その単位をP（ポイント）で表すことにすると、各個人の生産活動すなわち所有活動の成果は、（仮定の数字を用いて右下に示したように）生産物と所有権に同じポイント数を付けた複式で表すことができる。

個人Aの労働：1本の花入の生産 → 花入 100P + 所有権 100P

個人Bの労働：1束の生花の生産 → 生花 100P + 所有権 100P

個人Cの労働：1袋の馬鈴薯の生産 → 馬鈴薯 100P + 所有権 100P

個人A・B・Cがそれぞれ労働した結果、生産物と共に所有権が生み出され、その所有権が口座あるいは通帳の場合は、次のように記入される。このように口座（あるいは通帳）に記入され、その存在を証明された所有権が地域貨幣の実体である。

Aの口座（通帳）		Bの口座（通帳）		Cの口座（通帳）	
所有権＝地域貨幣		所有権＝地域貨幣		所有権＝地域貨幣	
増加	減少	増加	減少	増加	減少
100P		100P		100P	
-----		-----		-----	

地域貨幣と呼ばれているのは所有権であるが、この所有権には100Pという大きさが付けられている。単位が同じPであるから、それらは加減算ができるので、合計すれば300Pの大きさの一つの所有権になる。A・B・Cの3人は別々に働いているにもかかわらず、同じ所有権の加除部分を作り出しているのである。それは、3人が一方では異なる労働をしながら（社会的分業をしながら）、他方では協働して（社会的協業を形作って）地域経済を営んでいるからである。地域経済を営むために協働しているということは、3人が一体化しているということで、それが一つの所有権を生み出しているのである。先ほど、地域貨幣は共通の所有権だと述べたが、それは、3人が一体になって作った地域社会の所有権（社会的所有権）であり、それを三つに分けてA・B・Cが持っているがゆえに、A・B・Cに共通する所有権になっているわけである。したがって、Aはその所有権＝地域貨幣を使ってCから1袋の馬鈴薯を手に入れ、BはAから花入を、CはBから生花を同じ所有権＝地域貨幣を使って入手できるのである。その結果、上の各口座は次のように記入されて、それぞれの残高はゼロになる。各自が所有権を行使した結果、その所有権が無くなったのである。したがって、3人が再び地域貨幣を得るためには、各自、他の人々に役立つものを、他者の代わりに生産するという代行業をしなければならないのである。

Aの口座（通帳）		Bの口座（通帳）		Cの口座（通帳）	
増加	減少	増加	減少	増加	減少
100P	100P	100P	100P	100P	100P

(3) 紙幣方式

今度は地域貨幣として使用される紙幣方式を口座方式を利用しながら説明することにする。(2)の例では、各労働が行われる時点を検討しなかったが、この例では各労働は、それぞれ異なる時点で行われるものとする。

紙幣方式の場合は、地域経済活動を始めるのに先立って、一定額の紙幣を地域経済の各参加者が持つのである(一般に使われている日本銀行券を想定すれば理解しやすいであろう)。地域経済の参加者A・B・Cがそれぞれ10Pの紙幣30枚を持って経済活動を始めると仮定しよう。3人は事前に紙幣を持っているが、その紙幣で入手できる物はまだ何も生産されていないので、各自が紙幣を持っているという事実に基づいて、地域貨幣を持っていると見るのは間違いである。紙幣は地域貨幣の存在を証明するために発行された紙片に過ぎないからである。その紙片が地域貨幣になるのは、例えばAが花入100Pを作り、Bが紙片100Pを使ってその花入を入手したときである。ただし、そのときにBは、まだ他者のために役立つ物を生産していないと仮定しておく。

口座(通帳)方式を用いて上の例を先に表せば、次のように口座記入が行われることになる。すなわち、Aの口座(通帳)には地域貨幣100Pの増加が記入されるのに対して、

Aの口座		Bの口座	
増加	減少	増加	減少
100 P			100 P

Bの口座には100Pが減少として記入される。B口座の正味100Pの減少記入は、Bは将来、100Pの生産物(財あるいはサービス)を地域経済の他の参加者に提供する義務を負うという意味である。地域貨幣の説明では、個人間の債権・債務は生じないと説かれているが、地域経済から生産物を得た参加者、この例でのBは、地域経済へ自己の生産物を提供する義務を当然負うのである。その義務を遂行する意思と能力を有する限り、その義務は責任になる。Bが何も生産せずにAの生産物を入手できるのは、Bが後日、生産物を作って地域社会に提供するという信用に基づいている。それゆえ、Bが後日100Pの生産物を他の参加者に提供したとき、Bの口座に地域貨幣の増加100Pが記入されて残高がゼロになり、Bは責任を果たしたということになる。Bに関して述べたことは、AとCすなわち他の参加者にも当てはまる。

口座方式の記入を念頭に置いて、紙幣方式における紙幣の遣り取りを見れば、BからAに手渡された100Pの紙幣、すなわちAが生産物と引き換えに得た100Pの紙幣だけが、本当に生み出された地域貨幣を表しており、他の800Pの紙幣は、単なる紙片に止まっているのである。にもかかわらず、紙幣方式では貨幣でない紙片が貨幣として使えるのだから、口座方式に比べれば責任が自覚しにくい形になる。例えばBが残りの紙片200Pを使って、Cから2袋の馬鈴薯を入手して紙片が無くなったときに地域経済を離脱しても、Bは事前に受け取った貨幣を使っただけで、無責任だとは思わないであろう。したがって、

無責任な参加者が増えるほどに、地域貨幣したがって地域経済は成り立たなくなるわけである。もっとも、この問題は口座方式でも起こりうることである。

#### (4) 手形方式

地域貨幣を表す形式として、口座方式・紙幣方式以外に説明されているのは、手形方式である。先の例を使えば、BがAから花入を入手したとき、手形を作成してAに渡す方法である。そして、AはBから受け取った手形＝地域貨幣を使ってCから馬鈴薯を入手する。そのとき手形の裏にAが自己の氏名を記入すれば、取引の流れが分かることになるという仕組みである。

この手形の場合も、生産物と引き換えに手形を受け取った参加者が手形で表される地域貨幣を持つ人になる。他方、他者に何も提供せずに手形を振出した参加者は、後で地域経済に対して生産物を提供する責任を負うことになるが、手形の振出人が他から手形を受け取ることなく地域経済を離脱したときは、地域経済を損なう無責任な行為者になるという問題を含むことは、他の方式の場合と同じである。

地域貨幣を労働＝所有論に基づいて説明したが、その際に生産物として用いたのは有形財で、サービスに関しては例示しなかった。しかし、ベビーシッターや庭木の剪定などのサービスに変えても同じである。ベビーシッターの場合は、一定の時間を親と一緒に過ごしたのと同じか、それより楽しい一時を過ごした子供にして依頼者である親に手渡すのであり、庭木の剪定は形の整った植木に作り上げて依頼主に引き渡すのであって、無形財を生産しているわけではない。

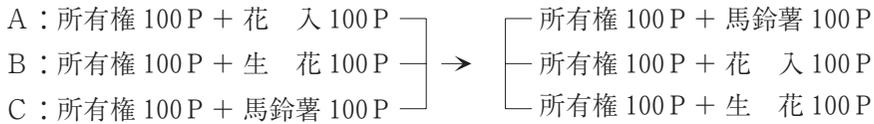
#### (5) 地域貨幣の含意

ノーベル経済学賞を受けたヒックスやスティグリッツは、貨幣とは何か、という問に対して、貨幣と呼ばれるものが何をしているのか、その役割（機能）を見れば分かるというわけで、交換手段・価値の貯蔵・価値尺度という役割を果たしているものが貨幣であると説明している。そして、このような説明に基づいて、地域貨幣の説明が行われているのを見るが<sup>3)</sup>、地域貨幣はそのような貨幣観とは異なる貨幣認識へ至る道を用意しているのではないだろうか。

冒頭で、直接的交換の困難から貨幣の発生を説く方法は、歴史的に成立しがたいことを引用したが、地域貨幣は交換関係から貨幣を導き出す方法が理論的にも成立しないことを示している。(2)の例示は、2者間あるいは3者間の交換ではなく、同じ単位を用いた貨幣額を手段にして、所有権と生産物を次頁のような組み替える方法なのである。

序でにケインズの貨幣の本源的概念について触れておこう。ケインズは貨幣の本源的概念を計算貨幣としている<sup>4)</sup>。地域通貨の口座方式で、口座に記入された増加と減少の数

3) 例えば、西部忠『地域通貨を知ろう』岩波ブックレット No. 576 2002年。嵯峨生馬『地域通貨』生活人新書 2004年。



字は、計算貨幣を表していることになる。そして、ケインズの計算貨幣は本来の貨幣と債務の承認に枝分かれするが、紙幣方式で使われる紙幣は本来の貨幣を表し、手形方式で使われる手形は（その発行者あるいは振出人における）債務の承認を表すことになる。

とはいえ、口座方式の口座に増加と減少として記録された計算貨幣の本源が問題なのであり、その本源は地域社会の所有権である。その所有権を労働することなく持つ者は地域経済では存在しないが、歴史的には地域の領有権を担う国王や領主として存在していた。国王（や領主）は、特に貴金属の貨幣形式を用いて、生産物を調達する。このとき金属の貨幣形式は、国王の持つ所有権すなわち社会の所有権を表し、それを使って国王は労働の生産物を入手したのである。その結果、金属の貨幣形式で表されている所有権は消滅するが、金属の貨幣形式は消滅することなく、引き続き、生産物を作り出した労働当事者の所有権を表す役割を果たす。そして、所有権が化体したその金属貨幣が他者の生産物に対する所有権として使われるという方法で貨幣を用いた経済活動が拡大して行くのである。

### 3. 信用貨幣—預金通貨

#### (1) 貨幣と貨幣形式

地域貨幣を使用する範囲を全国規模に拡大すれば、現に国内で使用されている貨幣になる。その貨幣の実体も、国という形を作っている社会の所有権であり、それは社会の構成員が企業単位で社会的分業を遂行するとき、社会的協業の成果として生み出されるのである。現実の市場経済は社会的分業を社会的協業として行っている経済であり、企業はその中で特定の社会的分業を行う生産単位あるいは協働組織である。各企業は一方では、分業の担い手として特定の財あるいはサービスを生産し、他方では社会的協業＝全体の構成部分として貨幣を生産している。言い換えれば、社会の構成員は、企業で働くことによって、各種の財やサービスを生産するだけでなく、それらの正当な所有者として自分たちを生産しているのである。社会的分業を遂行する企業で生産物と貨幣が作り出され、そして分配・消費される過程は、複式簿記を用いて企業の勘定口座に写し出されるので、複式簿記を利用しながら、今度は信用貨幣（預金通貨と銀行券）について説明して行くことにする。まず預金通貨から説明するが、生産物は消費財、企業は法人（株式会社）とし、仮の企業名と金額を用いる。

(i) E企業が現金¥1,000を持って開業したとき

現 金1,000      資 本1,000      (¥の記号は省略している。以下同じ)

上記のように左に¥1,000、右に¥1,000を付けた複式の形を、簿記学では仕訳と称して

---

4) ケインズ『貨幣論』小泉明長・澤惟恭訳 東洋経済新報社 1986年9頁。

いるが、これは（185頁で述べたように）貨幣を用いる社会の所有関係を表す形である。それゆえ、以下では仕訳と言わずに単に複式と表現する。（i）に関する複式は、現金¥1,000をE企業が所有していることを表しているが、その所有関係は社会的所有である。E企業は他の企業と共に社会的協業を形作り、その部分を構成しているからである。したがって、（i）の複式は、現金¥1,000とその社会的所有権¥1,000が資本としてのE企業にある<sup>5)</sup>、と表示しているのである。資本に関して付言すれば、それは会計学が説くような純資産（資産と負債の差額）を意味しているのではなく、E企業で一体化して働く人々の存在を表している。企業で働いて社会的分業を遂行する人々が、生産物とその所有権（正当な所有者）を生み出すからで、その母体としての性質を資本と表現しているのである。日本では資本の後に金を付け資本金という語を用いているが、英語では capital である。それよりも、equity=持分を使って、当該法人企業が社会的所有権の加除部分を持っているという意味にするのが良いのかも知れないが、労働者と株主が分離している現状では、持分は企業で働く人々の資本性を表現しないという問題がある。

E企業が開業したときの所有関係を表す複式を、今度は勘定口座に記入して表せば、次のようになる（以下では、勘定口座を単に口座とすることにする）。

現 金		資 本	
1,000			1,000
+	-	-	+

（補）上掲の図のTフォームは、一枚の紙を中央から左右に分けた形と考えればよい。増加と減少の記入箇所が現金と資本では逆になっているが、それは、次のように一枚の紙に書き表した形を維持したまま、双方の増減変化を別々に記録するようにしたからである。

現金 1,000			資 本 1,000	
現金 1,000				資 本 1,000
↓		↓		↓
現 金			資 本	
1,000				1,000
+	-	-	+	+

E企業が開業時に現金¥1,000を所有している関係を表す複式の形と、それに基づいて口座に記入した形を示したが、E企業に現金があるからと言って、貨幣がすでにあるわけではない。貨幣その自体と貨幣の存在を証明するために用いる貨幣形式=現金を区別する

5) 私有地は、個人が単独の力で囲い込んだ土地ではない。社会の力で囲い込んだ土地を私的に囲い込んでいるだけで、私有地の中身は社会の土地である。これと同じで、私企業というバールで包み込まれているのは、社会的所有権である。

ことが重要である。地域通貨の紙幣方式で述べたのと同じで、貨幣の存在を証明する形式が事前に用意されている状態を単に表しているに過ぎないのである。したがって、その現金で証明する貨幣を作り出すために、E企業で働く人々は次のように生産活動を遂行することになる。その活動の結果を要約的に口座記入で表わせば、下に示す通りである。

(ii) 生産物P ¥2,000を製造し、同額の賃金・給料が発生した。

現金		賃金・給料 (=社会的所有権)	生産物P	資本
1,000		1,000	1,000	1,000
		①		

上掲の口座の記入①は同時記入である。会計学の説明では、賃金・給料という労務費が発生し、それが生産物Pの製造原価に算入されたということになるが、括弧書きで示しているように、賃金・給料の実体は社会的所有権である。E企業の人々は労働して、生産物Pと共にその正当な所有者としての性質＝社会的所有権の一部 ¥1,000を作り出したのである。生産物と共に作り出されたこの所有権が貨幣の実体である。そして、生産後に働いた個人々が、貨幣＝社会的所有権を分け合って、賃金・給料として受け取るのである。その口座記入は次のようになる。

(iii) 従業員A・B・Cに ¥300・¥300・¥400の賃金・給料を現金で支払った。

現金		賃金・給料 (=社会的所有権)	生産物P	資本
1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
	②			

企業が従業員に賃金・給料として現金を支払ったときは、上記②の口座記入になるが、それは働いた人々への社会的所有権の分配であり、現金と結合して社会的所有権が個人々に渡されたのである。従業員が一体化して生み出した社会的所有権を、今度は個人々が分かち合って持つことになったが、そのことが貨幣形式である現金によって証明されているわけである。その結果、現金と賃金・給料の口座金額は左右同額すなわちゼロになるので、その二つの口座を消し去れば、次の生産物と資本の口座記録が残るだけになる。

生産物P	資本	
1,000	1,000	個人A + 貨幣 ¥300
		個人B + 貨幣 ¥300
		個人C + 貨幣 ¥400

\* 「+」は所持を意味する記号

上の二つの口座記録はペアになって、生産物P ¥1,000とそれに対応する社会的所有権 ¥1,000がE企業にあることを表している。言い換えれば、E企業は未分配の生産物 ¥1,000を個人々に代わって所有している形である。ただし、個人A・B・Cがそれぞれ貨幣＝社

会的所有権を¥300・¥300・¥400持っているので、貨幣が二重に存在するように見えるかも知れないので、この点に関して述べれば、次の通りである。資本の口座に記録されている金額は、当該企業で生み出された社会的所有権の全体を表し、個人が持つ社会的所有権はそれが三つに分かれたときの各部分を表している。つまり $¥1,000 = ¥300 + ¥300 + ¥400$ という関係を表しているのである。しかし、現金が表す個々人の所有権が他の生産物に対しても行使できる（一つの社会の）普遍的所有権であるのに対して、企業が持つ所有権の方は生産物Pに限定されており、生産物Pが引き取られるまで顧客の代わりに所有しておくという特殊な役割を務めることになる。

(iv) E企業は生産物P ¥1,000をA・B・Cに渡し、現金¥1,000を受け取った。

生産物P		現金	資本		現金	資本
1,000	1,000	—	③		1,000	1,000

個人A・B・Cが貨幣を使って生産物Pを総て入手したときのE企業の口座は、上の（波線より）左側の記入③になっている。生産物の口座に記入された金額は左右同額すなわちゼロであるから、それを消し去れば、（波線より）右側の形になる。これは、生産を始める前の（i）の形の再現である。言い換えれば、同じ大きさの再生産活動ができることを表しているわけで、企業のキャッシュフロー経営の基本である。

## （2）当座預金

先の説明では、E企業は貨幣形式すなわち現金を企業内で保管していたが、今度はX銀行（法人）に当座預金として預け入れることにする。そのときのX銀行とE企業の口座記入は次のようになる。

〔X銀行〕				〔E企業〕		
現金	当座預金			当座預金	資本	
1,000		1,000		1,000		1,000

企業が銀行に当座預金をした場合、当座預金に関する口座が企業にも銀行にも現れるが、企業会計および銀行会計では、E企業の当座預金は資産、X銀行の当座預金は負債として取り扱われる。そのために、銀行が企業に融資したとき、その融資額が当座預金の口座に記入される形に基づいて、銀行は債務を貸し付けるという解釈が生まれることになる。しかし、そう解釈したのでは信用貨幣の実体が分からなくなる。

E企業が現金¥1,000を当座預金としてX銀行に預け入れたとき、E企業にあった現金¥1,000と社会的所有権¥1,000はX銀行へ移動する。それゆえ、X銀行では現金を記入する口座に¥1,000の増加が記録されているのである。当座預金の方は、実は、預け入れられた現金¥1,000に対応する社会的所有権¥1,000の預かり記録であり、その預かりに関して

一定の責任を負い、責任を果たすように拘束を受けているという表示である。他方、X企業の当座預金は、社会的所有権¥1,000を持っているX銀行の能力を所有しているという記録になっているのである。X銀行の当座預金が責任を表しているのに対して、E企業の当座預金は、社会的所有権¥1,000を持つX銀行の能力を表しているのであり、資本の方は、それに対する社会的所有権がE企業にある（社会的所有権¥1,000を取り扱うX銀行の能力を拘束している）という記録である。したがって、E企業はX銀行に対して、自己の求めに従って社会的所有権¥1,000を取り扱うよう請求する権利を持っている形になっているのである。

E企業がX銀行に現金を預け入れた結果、その社会的所有権がX銀行に移動するが、X銀行に移ったこの社会的所有権すなわち当座預金は貨幣ではない。それが貨幣としての所有権になるのは、生産物と共に生み出された社会的所有権が変わるときである。この点を次に説明しよう。

個人A・B・CがX銀行に普通預金の口座を持ち、E企業が賃金・給料¥1,000を銀行振込で3人に支払ったとしよう。そのとき、X銀行とE企業で行われる口座記入は、次のようになる。

〔X銀行〕				〔E企業〕				
現金		当座預金		当座預金		賃金・給料		資本
1,000		#1,000	1,000	1,000	#1,000	#1,000		1,000
		Aの普通預金						
			#300					
		Bの普通預金						
			#300					
		Cの普通預金						
			#400					

上の図の左側に掲げた銀行の口座記入、すなわち当座預金と普通預金の#印を付けた金額記入は、右に掲げたE企業の口座記入、すなわち当座預金と賃金・給料（すなわち社会的所有権）の#印を付けた記入に対応するものである。生産物Pと共に生み出された社会的所有権¥1,000がX銀行の当座預金の形になり、それがA・B・Cに分配されて、X銀行で保管されている形である。なお、X銀行の当座預金と表現されている社会的所有権が貨幣としての所有権が変わる点を述べれば、次の通りである。E企業の当座預金#1,000の記入は、X銀行に移動した社会的所有権1,000を取り消したという記入であり、E企業の賃金・給料#1,000の記入は、取り消したその所有権の代わりに、生産物に対する社会的所有権（貨幣の実体）をX銀行に移したという記入である。

次に示すのは、個人A・B・Cが賃金・給料として得た社会的所有権を現金と共に引き

出したときの、X銀行の口座記録と個人の貨幣所持額である。

〔X銀行〕		〔個人〕	
現金		Aの普通預金	
1,000	1,000	300	#300
		Bの普通預金	
		300	#300
		Cの普通預金	
		400	#400
		個人A + 貨幣¥300	
		個人B + 貨幣¥300	
		個人C + 貨幣¥400	
		*「+」は所持を意味する記号	

X銀行の口座記録は、四つの口座とも左右の金額が同額になり、すなわちゼロになり、金額は総て消え去ってしまい、右側の個人A・B・Cが貨幣を持っている形だけになる。個人が貨幣を持っている形とE企業に生産物¥1,000が所有されている形は、191頁の下部に掲げた口座記録と各個人の関係を表した形と同一になる。そして、生産物Pと引換にE企業が個人A・B・Cから受け取った現金¥1,000を再びX銀行に当座預金として預け入れたときは、192頁の下部に掲げた口座記入とこれまた同じになる。

### (3) 小切手の利用

企業が銀行の当座預金を使い、小切手を振り出して支払いをし、その小切手が同じ銀行に預け入れられたときは、E企業が個人A・B・Cに銀行振込で賃金・給料を渡したときと同様、口座間の金額の振替記入が行われるだけになる。その一例を示せば、次の通りである。E企業がF企業から生産物W¥600を購入し、その支払いをX銀行の当座預金¥1,000を利用し、すなわち小切手¥600を振り出し、その小切手をF企業が当座預金としてX銀行に預け入れたときは、X銀行では次の口座記入が行われる。

現金	Eの当座預金
1,000	#600   1,000
	Fの当座預金
	#600

X銀行の口座記録を見れば、現金は動かず（増減せず）、当座預金の金額が#印を付けて表しているように、E企業の口座からF企業の口座へ移動するだけである。

小切手には「上記の金額をこの小切手と引換えに持参人にお支払い下さい」というように預金先の銀行宛の文言が書かれているので、指図証券になるが、それは振出人から見た小切手の見方である。当座預金の実体に基づいて見れば、小切手は銀行に預けられている

社会的所有権の存在を表す形式である。その所有権の存在を表す形式すなわち小切手がE企業からF企業へ渡され、さらに銀行に預け入れることによって、小切手と所有権が結び付いて、E企業の当座預金口座からF企業の当座預金口座へ移動するのである。このように小切手は現金と同じ貨幣形式の役割を果たしているので、小切手を現金同等物と見なし取り扱っているのである。多額の現金を個人から個人へ、あるいは企業から企業へ移動させる代わりに、所有権すなわち正当な所有者の性質（あるいは地位）を小切手という一枚の紙片を使って個人から個人へ、あるいは企業から企業へ移して行く。これは土地や建物などの不動産の所有者を変える時に用いるのと同じ方法であり、歴史的には為替手形（及びその裏書譲渡）を用いて行ってきたのである。小切手は一覧払の銀行宛為替手形であり、次に述べる銀行券は一覧払の自己宛為替手形である。

このように現金を使うことなく、銀行における当座預金が支払手段としての役割を果たしたことをもって、当座預金を預金通貨と見なしている。しかし、当座預金が貨幣としての所有権であるのか、単に現金を持っているだけの所有権に過ぎないのかは、当座預金を見るだけでは判断できないのである。また、銀行の当座預金は負債あるいは債務であるから、債務が貨幣になるという見方が生まれる。しかし、それを現象形式として受け止めれば、当該現象形式を生み出すものがその背後に存在するということになる。

#### 4. 信用貨幣－銀行券

##### (1) 手形の振出

今度は手形に基づきながら銀行券について説明して行くことにするが、まず、前節の(1)で用いたE企業の例を利用して、手形の振出から述べることにする。

E企業が生産物Pを作り出し、それと共に生み出した賃金・給料を現金で分配したとすれば、E企業が所有しているのは生産物Pだけになる（191頁下部の口座記録参照）。その生産物Pを個人が購入することになるが、E企業の倉庫に生産物Pが保管されていたのでは、個人が購入しにくいと仮定して、小売を担当するG企業へ生産物Pを移動させるものとする。そのときG企業は、現金ではなく手形を使って生産物Pを得たとしよう。手形は期日に一定額の現金を渡すことを約束した紙片である（電子化されれば紙片ではなく電子手形になり、手形金額の分割ができる）。

G企業が約束手形を使ってE企業から生産物Pを得たときの、両企業の状態を口座記録で表せば、次頁のようになる。

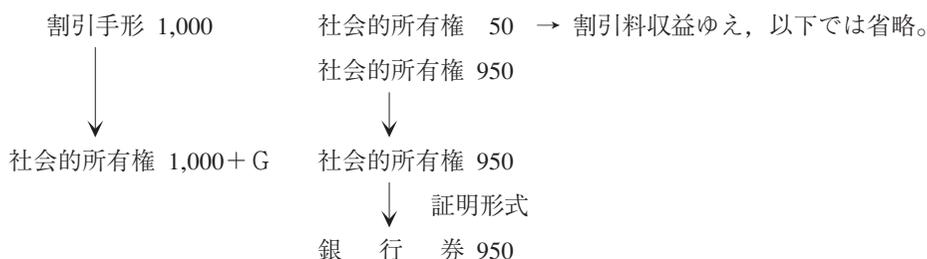
G企業の支払手形の口座記録は、次の二つのことを表している。一つはE企業からG企業へ生産物Pと共に移ってきた社会的所有権の存在を表している。もう一つは、社会的所有権¥1,000を持つG企業の存在を1枚の手形で表して、E企業に渡している（所有させ拘束されている）ことである。したがって、E企業を受取手形は、G企業名が記入された1枚の社会的所有権¥1,000を表す紙片であり、資本はその手形を生産物Pの代わりにE企業が所有（拘束）していることを表しているのである（口座記録の下部に掲げた図参照）。それゆえ、E企業のその所有権は、G企業に対して、生産物Pを顧客あるいは消費者に渡





銀行券は兌換を要求されたときに金貨を引き渡すという約束の下に発行されているので、銀行にとっては債務を表す。その債務を表すX銀行券が兌換されることなく、個人々への賃金・給料の支払に用いられ、そして（小売店に並ぶ）生産物の購入に使われるようになれば、X銀行券が現金として働くので、X銀行券は信用貨幣ということになる。銀行に兌換を要求すれば、即座に金貨を得ることができるという信用に基づいてX銀行券が貨幣として機能しているからである。ところが、銀行券は負債であるから、この場合も、信用貨幣の内容は債務の貸付であるという解釈が生まれる（手形の代わりに借用証書を取って貸し付けた場合も同じである。202頁参照<sup>8)</sup>）。しかし、銀行券は金貨でその存在が証明される社会的所有権の形式として発行されているのである。以下はその説明である。

G企業が振り出した手形は、196頁で図解したように、〔社会的所有権 $\neq$ 1,000+G（企業）〕であり、その手形に対する社会的所有権を今度はX銀行が持つのである。複式の形を利用して表せば、次のようになる。



銀行券は社会的所有権の存在を表し証明する形式である。金貨と紙片はその素材に関する限り質的な違いがあるが、社会的所有権の存在を表し証明する形式としては、質的に同じである。それゆえ、金貨から紙幣に貨幣形式が変わるのであり、変わっても貨幣経済が機能不全に陥ることはないのである。ただし、認識すべきは手形という紙片が銀行券という紙片に代わる理由、すなわち手形の内実が貨幣形式を生み出すことである。これを図解すれば、次頁のようになる。

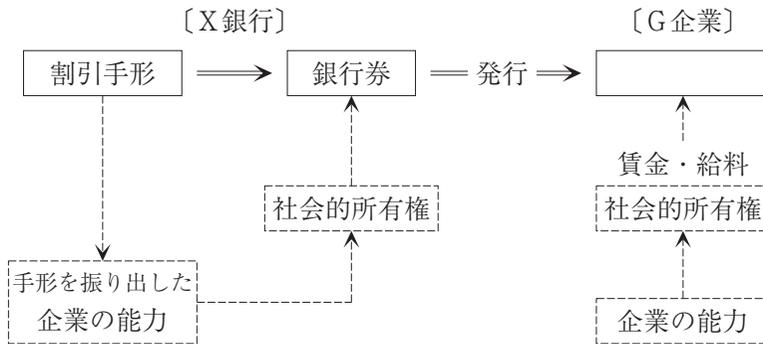
G企業が振り出した手形をE企業が銀行に売却するのは、再生産活動を中断することなく連続的に進めて行くために必要な材料や賃金などの支払いが、1枚の手形ではできない

8) 「銀行信用では一覧払債務の貸付→その債務の履行（現金の払出し）となる。」川合一郎著作集第6巻『管理通貨と金融資本』有斐閣 1982年 95頁。

「債務の貨幣化とは、貸出が行われる過程で同時に要求払預金が創造されることを意味します。」P. R. グレゴリー・R. J. ラッフィン『入門 現代経済学』伊達邦春監訳 田中敬文・八木尚志他訳 多賀出版 1992年 273頁。

「銀行にとっては要求払預金も銀行券と同じく一覧払い債務なので、要求払預金による貸付は一覧払い債務の貸付であって、銀行券による貸付と何ら代わるところがない。」守山昭男「金融制度の発展と貨幣の受領性」『経済科学研究』第12巻第1号（2008年9月）6頁。

楊枝嗣朗氏の前掲論文では、銀行業務の体験者でもある板倉譲治・横山昭雄・吉田暁各氏の同様の見解が引用されている。



\* 点線は潜在している内容を表す。

からである。それゆえ、銀行に売却して手形の金額を任意の金額に分割して使用できるように、現金に替えるのであるが、銀行が企業に金貨ではなく銀行券を渡せば、表面の変化を見る限り、手形という紙片が銀行券という紙片に変わったに過ぎないのである。そうであれば、個別の企業が必要に応じて銀行券に相当する一覽払手形を自ら発行すれば良いわけだが、それができないのは、個別の企業に金貨がないからである。それに対して、銀行が期日払の手形を一覽払の銀行券に変えることができるのは、金貨を持っているからである。これは金貨が普遍的な貨幣形式を務めているときは重要なことである。金きんの力に支えられながら、社会的分業を遂行する人々の労働能力、すなわち所有能力が実現して生まれた社会的所有権の、その存在を表し証明する形式が銀行券として現れるのである。

銀行に売り渡されたG企業振出の手形、〔社会的所有権¥1,000+G〕が表しているのは、社会的分業を遂行するG企業すなわち個別企業の能力の存在である。他方、X銀行にはその手形に対する社会的所有権があるのだが、その所有権は、手形で表される企業能力の実現形式になっているのである。一方に社会的分業を遂行する企業能力があり、他方にその実現形式としての社会的所有権がある。そして、その所有権の存在に基づいて、所有権を表し証明する銀行券が発行される。銀行は、社会的分業を遂行する人々の労働能力=生産能力=所有能力に基づいて、その能力の実現形式である社会的所有権を表し証明する貨幣形式を作り出す。労働能力の所有権化と、その所有権の存在証明は、各企業が共同で行わなければならないことであるが、私的性質で覆われた個別の企業が共通の所有権を表し証明する形式を作り出すことはできない。そこで、各企業の代わりにその共通業務を社会的分業として、複製方式を用いて行うのが銀行である。ここで複製方式と言ったのは、一つの能力が企業と銀行に二重に存在することはできないからである。上部に掲げた図の右側、G企業において存在する能力と、その能力が作り出した社会的所有権を、銀行で写し出して、必要な貨幣形式を実際に作り出す方式、という意味で複製方式と表現したのである。複製方式によって作り出された銀行券が銀行から個別企業に渡り、その銀行券が再生産活動によって新たに生み出された社会的所有権の存在証明として、賃金・給料の分配時に使用されるのである。

このようにして生み出された銀行券が、金貨の力に支えられながら、一般流通における生産物の購入にも使用され、したがって企業に環流するという循環を形成するようになれば、金貨に代わって銀行券が貨幣形式の役割を果たすようになる。しかし、X銀行がX銀行券を発行することができるということは、他の銀行も独自に銀行券を発行できるということであるから、銀行券が普遍的な貨幣形式になるためには、各銀行が独自に発行する銀行券の統一が必要になる。

#### 4. 国債と中央銀行券

X銀行の銀行券は手形に基づいて発行されたのだが、手形はその振出企業Gの社会的分業を遂行する能力を表している。その能力が所有権化され、銀行においてそれを表す銀行券が作り出され、その銀行券をE企業が持つ形が生まれる。ところが、G企業振出の手形を銀行へ割引に出したとき手形の裏面にE企業名も記入されているので、X銀行の銀行券を生み出す元は、G・E企業の結合した能力になる。それゆえ、X銀行がより多くの企業の手形を割り引くほど、X銀行において結合される企業能力は大きくなる。とはいえ、X銀行が発行する銀行券も他の銀行券も地域貨幣に止まる限りは、国内の普遍的貨幣形式にはなり得ないのである。

しかし、X銀行が国債を引き受けて（購入して）X銀行券を発行するようになると事情は変わってくる。国債を支えるのは、国という形を作っている社会の構成員の労働能力である。市場経済を営む国では、社会的分業が行われ、働く人々は各種の社会的分業に従事し、各自の労働能力を結合し社会的協業を形作り、社会全体の所有権を生み出す。言い換えれば、社会的分業の遂行に従事する国民全員が一体化して、分業の成果である各種生産物総ての正当な所有者になるのである。この社会的所有権あるいは正当な所有者としての性質が貨幣であるから、国債に基づいて発行される銀行券は、社会的所有権の総体を表すことができ、したがって貨幣の存在を証明する普遍的形式になり得るのである。

社会的分業を遂行する人々の総ての労働能力＝生産能力＝所有能力が所有権化したとき、その社会的所有権を表す銀行券を複製方式によって発行する。その銀行券が、社会的分業を遂行する各企業で、部分的に作り出される社会的所有権を証明する貨幣形式として使用され、さらに、当該業務を一つの社会的分業として行う銀行に国家的承認が与えられたとき、X銀行は中央銀行になり、X銀行券は中央銀行券になる。その使用が慣習化すれば、銀行券は金貨の数量不足を補う役割から、金貨を廃して正式の貨幣形式すなわち紙幣になり、金本位制度から管理通貨制度へ移行し得るのである。

以上の信用貨幣に関する考察に基づいて、本稿の冒頭、社会連帯証券を引き受ける形で日本銀行券を発行するという考えを提示したのだが、ここで日本銀行の2011年2月の貸借対照表を参考として掲げると、次頁の通りである。

日本銀行の資産として掲げられている国債・貸出金を支えているのは人々の労働＝生産能力で、互いに分離した個人の能力ではなく、その結合した一大能力である。社会連帯証券は国債よりも、そのことを良く表現していることになる。その社会連帯証券5兆円を資

日本銀行の貸借対照表

〔資産〕		〔負債・資本〕		*「純資産」の代わりに「資本」を用いている。そして、資本の金額は資本金と準備金の合計である。 各項目の金額は百億円以下を切り捨てて、単位：兆円で表示している。 (出所) 日本銀行調査統計局『金融経済統計月報』2011年3月号 9-10頁より作成。		
金地金	0.4	日本銀行券	78.8			
現金	0.3	当座預金	18.4			
国債	76.8	政府預金	1.2			
貸出金	44.6	売現先	25.0			
外国為替	5.1	その他	4.1			
その他	3.5	資本	2.6			
	<u>130.1</u>		<u>130.1</u>			
		社会連帯証券	5.0	日本銀行券		5.0

この形を左上の貸借対照表に追加する。

産として追加し、それと同額の日本銀行券を発行するわけである。国債や貸出金を株式で置き換え、総ての企業の従業員をその株主にして、新しい株式会社を構想することもできるのである。

金貨から紙幣への移行は、貨幣と貨幣形式を区別した上で見れば、貨幣形式の変更に過ぎないが、その区別をしなければ、金貨から紙幣への変化は、金の不足を補うために国内で用いる便法に過ぎず、貿易の決済手段として金は世界貨幣としての役割を果たすという考えが残るだろう。

ところが、現実には金は世界貨幣としての地位からも退き、単なる貴金属に戻ったのである。このような結果になったのは、第一に金や銀は貨幣そのものではなく、貨幣形式を務めていたからである。第二に世界共通の貨幣形式を務めるには、量的に限界があり、国際間の貿易が拡大するほど、その限界が国際経済の発展の制約になるからである。第2次大戦後、当時アメリカは最大の金保有国で、金1オンス=35ドルというレートで交換に応じていたが、1971年に交換を停止した。国際収支の継続的な赤字がその原因とは言え、金を国際的貨幣形式にしておくのは、アメリカ経済の海外発展にとって制約になったからである。

金が国際的貨幣形式から退いた後、その空白を大きく埋めたのはドルであった。国内において金が貨幣形式から退位したとき、金はエスペラント語も同然になったのである。実用的な国際語を英語が務めているように、金1オンスと35ドルが交換されていたときも、ドルは実用的な国家間の決済通貨すなわち貨幣形式の役割を務めていたのである。それがそのまま国際的貨幣形式として承認されて、今日まで使用されているのである。

貨幣という所有権を生み出すのは社会の労働能力=生産能力であるが、生産活動は資源を含む自然が無ければ成り立たない。アメリカは自然資源に恵まれ、また社会あるいは国家の生産能力は高く、その高さは他国の人々が欲する生産物だけでなく、自然に対する支

配力を拡大して行く軍事力を作り出している。それらの力を持って、自国の生産物を輸出するのではなく、社会的分業の輸を他国に広げている。アメリカの社会的分業の一部として、諸外国の経済活動が組み込まれるほどに、それら外国にはドルが流入する。そのドルが国際間の決済手段として使用されるのである。アメリカの消費支出が増えるということは、アメリカの社会的分業の構成部分を成す諸外国においても、そのための生産が増えるということで、アメリカの経済活動が各国の経済成長を牽引する。

もちろん、国ごとに貨幣形式が異なるので、アメリカの社会的分業を一部担当する海外諸国では、自国の貨幣形式とドルの交換が行われることになり、また（現象的には）働いて得た所得の中から貯蓄部分が生まれるように、諸外国が分業の対価として受け取ったドル所得を総て使用しなければ、貯蓄部分が生まれる。その貯蓄部分が再生産のためにアメリカ国内に戻るときは、アメリカの国際収支の赤字がそれによって補填されるという形になる。

## 5. 間接金融と直接金融

特定の国の貨幣形式が国際的に使用される貨幣形式になるのは、国内の一つの銀行が中央銀行になり、その銀行券が貨幣形式として他の銀行でも使用されるのと類似している。

国内で中央銀行が成立すると、その他の銀行は金貨の代わりに中央銀行券を預金として受け入れる。そして、手形を割引いたときは、自行の銀行券を発行する方法ではなく、当座預金口座に入金した形を作り、その引出に関して小切手を使用させる。小切手が個別の銀行券の役割を果たすわけである。この方法は、借用証書を取って企業に貸し付けたときも用いられる。それを複式で表せば、次のようになる（数字は仮の金額である）。

証書貸付1,000	当座預金1,000
(債権)	(債務)

借用証書の代わりに社債や株式（有価証券）を引き受けた場合も同じであるが、貸付によって提供した貨幣形式（小切手）は、借り入れた企業において社会的分業の実現を証明するものとして使用されなければならないのだから、貸し付ける銀行は相手先の企業能力に対する判断力が必要になる。

銀行が企業や個人から預金を受け入れ、そして企業や個人へ貸し付ける場合は、銀行には貸付に伴う利息収入がある。株式を引き受けて融資した場合は配当収入がある。このように銀行が企業や個人から貯蓄を受け入れ、それを企業や個人に融資して利息等を収益として得る方法が間接金融であるが、銀行にとっては、間接金融の方が安定した収益を得る方法になる。それに対して直接金融では、貨幣形式は銀行に集まってくるが、収益源が外部に移動するのである。

直接金融は、銀行を除外して、個人や企業が直接、他の企業に融資する方法である。企業が発行する株式・社債などを個人や企業が購入する方法で融資するので、直接金融では、企業が支払う配当や利息は、当該企業の株式や社債などを持っている個人や企業に渡されて、銀行には入らない。にもかかわらず、直接金融の場合も銀行は利用される。個人や企

業は銀行の預金口座を使って、自分の預金を融資先企業の当座預金口座へ振り込む。そして、現金はその管理者を求めて銀行に流入するのである。したがって、直接金融に切り替わったときに銀行に生じるのは、現金は有れども、収益源が少なくなるという問題である。

企業の資金調達の方法が直接金融方式へ移って行くほど、銀行が融資によって収益を得るためには、社会的分業を遂行する企業活動から、株式・土地・一次製品の取引へ融資対象を変えて行かざるを得なくなる。貨幣形式は社会的分業によって生み出された生産物に対する所有権を証明するために使われるのが原則であるにもかかわらず、貨幣形式が所有権の存在を証明する形は、それが労働によって生み出された所有権と結合しているか否かに関係なく、利得を生み出すものに対して使用され得るのである。銀行は株式・土地・一次製品の取引のための融資を進め、自らもその一員になって、マネーゲームを繰り返してバブルを作り、バブル崩壊の付けを背負うことになる。ところが、地域貨幣＝経済とは異なり、救いの手が差し出されるのである。

リーマンショックによって収縮した経済を膨張させるために、アメリカ連邦準備制度（中央銀行）は、2010年11月に追加金融緩和策を発表した<sup>9)</sup>。その内容は、2011年の6月までの8カ月間に6,000億ドル（当時のレートで約48兆円）の規模で国債を購入するというものである。月平均75億ドル（6兆円超）の貨幣形式の供給であるが、バブル崩壊に伴って企業から投げ出された失業中の人々に直接手渡されるわけではないし、就業者の賃金・給料を引き上げて消費支出の増加を図るものでもない。封建社会で貨幣形式が身分の上位者から下へと滴り落ちて、下々の者にそのオコボレが回るような仕掛けである。しかし、総てが上から下へ流れ落ちるわけではない。社会的労働が作り出す貨幣を証明するために用いられるべき貨幣形式が、働く人々に賃金・給料として直接渡されないとすれば、正当な使い方から外れて使用されると考えざるを得ないのである。しかし、国債を買い入れる形で発行された貨幣形式がどのような経路を流れて行くのか、その流れを示すアメリカ諸銀行の預金口座の振替記入が公開されなければ、外部者には分からない。それが貨幣欲と結び付けば、自己増殖の方法として株式・不動産・一次製品などへの投機資金として使われるであろうが、国内でそのように使われているのか、開発国へ入り込んで使われているのかも、振替記入を見ることができないので、外部者には分からないのである。ただ、株式や不動産あるいは一次製品の値上がりのニュースを見聞きするだけである。

## 6. むすびに代えて

「ヨーロッパでも、アメリカでも、この数十年の間に、あらゆる集団行動を不可能にしてしまうほどの個人主義が台頭してきました。フランス人も、イギリス人も、ドイツ人も、アメリカ人も、自分の個人的な問題—— 個人の家族の問題、個人的な愛憎の問題、子供の教育問題—— だけに関心を抱いて、集団的な行動というものをも全く考えられなくなっています。とくにエリート層が極めてナルシズム化している。」<sup>10)</sup> フランスの歴史人口学

9) 日本経済新聞 2010年11月4日。

者E.トッドの話を読みながら、競争原理の経済学的世界的広がりを思い知らされると共に、「世界より私が大事 簡潔に ただ率直に 本音を言えば」という道浦母都子氏の三十一文字は、世界に拡がり、そして生み出される経済学の信者の心理（真理）を、何と簡潔に率直に表現していることかと、感嘆したのである。

ところが、東日本大震災という非日常的・非常識な出来事が、経済学の個人主義に基づく競争原理の虚構性、原子力発電の安全・クリーン説の虚構性を暴き出したのである。被災地域の復興は、世界より大事な私の力ではなし得ず、人々の連帯と協働によらなければ実現し得ない難事業である。それは現実を見れば自ずから分かることであり、原発事故が復興活動の妨げになっていることも明らかである。

もっとも、地震や津波を体験しなければ、東日本大震災を他所の、そして過去の出来事にしてしまうこともできるが、日本は大地震の活動期にすでに入っていると言う。5月6日に首相が浜岡原発の全面停止を中部電力に求めたのはそのためであろう。30年以内にM8程度の東海地震が発生する可能性が87%と切迫していると言っているが<sup>10)</sup>、1605年・1707年・1854年のように東海地震・東南海地震・南海地震が連動して発生する可能性も存在するのである。地震列島の日本を離れ外国へ移住することは、個人としてはできても、全国民が他国へ移住することは不可能で、日本列島の上で暮らさざるを得ないのだから、防災対策事業を各地で進める必要がある。

そのときは必ず資金問題が出てくるので、社会連帯事業体の設立とそれに必要な資金の調達方法を冒頭に提示し、そういう考えに至る研究の一齣を述べた次第である。

---

10) E.トッド『自由貿易は、民主主義を減ぼす』石崎晴己編 藤原書店 2010年 18頁。

11) 日本経済新聞 2011年5月7日。